

特記仕様書

I 工事概要	解体及び改修工事
1. 工事場所	鹿児島県志布志市志布志町志布志322番地1
2. 建物概要	
建物概要	構造●RC ○SRC ○S ○W 階1 地下 階1 延べ面積 m ²
概算	建築物建築基準法別表第1項 消防法施行令第4項
用途計画安全性の分類	○特定の施設 ●一般の施設 ●1. ○ ()
II 一般事項	
1. 本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁庁舎構部整備の公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）、国土交通省大臣官房官庁庁舎構部設備・環境課整備の公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）以下標準仕様書という。）による。	
2. 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事標準仕様書を適用する。	
3. 前年度施工は、「建築設備附属設計・施工指針2014年版（国土交通省国土技術政策総合研究所整備）」による。	
4. 本工事の使用資材の品質、規格、種別等は特記事項に○印をつけたものを適用する。	
5. 施工計画書は、着工に先立ち、別に定める様式により作成し、監督員に提出する。	
6. 本工事の施工に必要となる資材は、監督員に提出し承認を受けること。	
7. 本工事の受電の日から完成引渡（手直し完了まで）の日までに積まれた電気使用料は契約金額の範囲内とする。ただし、負担金の取り扱いについては、別途、協議を監督員と行うこと。	
8. 本工事で、特記事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督員へ書面にて連絡し、立会検査を受けること。	
9. 設計図面に明記なくとも関係法令上または機器の機能と当然なものと見なすものは、事前に監督員へ書面にて連絡し、立会検査を受けること。	
10. 発生金の範囲内で施工する。ただし、軽微なものに限るものとする。	
11. 各工程の施工に当たっては、関係法令に定められた有資格者を配置すること。	
12. 前払金について（●を適用） ○契約総額の40％の範囲内で請求することができる。 ○出来高予定額の40％の範囲内で請求することができる。 （契約金計年度出来高予定額の率は、契約金額の％程度、次年度％程度である。） ○建設工事請負契約書第41条第3項を適用し、契約金計年度に並金計年度の前払金も含めて契約総額の40％の範囲内で請求することができる。	
13. 中間前金支払いは部分払いについて（●を適用） 本工事において、中間前金支払い又は部分払いのいずれかを選択するものとする。 1) 中間前金支払い ●中間前金支払いを選択した場合、部分払いのいずれかを選択するものとする。 ○中間前金支払いを選択した場合でも、契約金計年度末に出来高予定額に応じた部分払いを受けること。 （契約金計年度出来高予定額 Ⅹ %） ○中間前金支払いは契約金額の20％以内とし、前金支払いとの合計額が契約額の60％を超えないものとする。 2) 部分払い 本工事で前払金を支払ったものについては2回、支払いがないものについては3回を超えて部分払いをすることはできない。	
14. 「工事カルテ」の作成が必要である場合（工事費見込みが500万円以上）には、工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に提出し承認を受けること。（※）日本建設設備総合センターに登録することにより登録結果（登録内容確認書）の写しを監督員に提出すること。 ただし、期間については契約締結後、土、日、祝を除く10日以内とする。（※p5 1. 1. 4） （※変更時、変更時、完成時）	
15. 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について 1) 発注者は、工事の一部を下請に付する場合は、施工工程を管轄する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する者を使用するように努めることとする。 2) 受注者は、前項で定めた建設業者が活用しない場合は、施工計画書の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等活用状況報告書」を監督員に提出すること。 3) 監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督員に提出すること。	
16. 県産資材等の優先活用について 1) 本工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。 2) 受注者は、「材料使用承認書」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下の記載する「指定資材」の中で県産資材を使用しない資材（「県産資材等不使用状況報告書」を監督員に提出し、承認を得なければならない。） （指定主要資材（7品目）） 生コン（レディミックスコンクリート）、コンクリート二次製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、野芝 3) 前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第1項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載する。 4) 受注者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督員に提出すること。	
17. ダンプトラック等による過積載等の防止について 1) 工事用資材機材等の積載超過のないようにすること。 2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 3) 資材等々の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。 4) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等への設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等への設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は、業務に關し「ラフ」トラック等によって悪質な重大事故を発生させたものを排除すること。 7) 1)～6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。	

III 特記事項

区分	項目	特記事項
1. 使用資材の製造所	設計図書等に記載されているものについては特記による。特記されていないものについては、県建築課制定の電気用機材リストに記載されている製造所または同等以上の製造所とする。	
2. 特殊な材料と工法	標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は監督員の承諾を得ること。特殊な材料による施工は当該製品の指定工法による。	
3. 建築工事との取合	壁面、天井面等に機器取付のため必要開口部等を設ける場合の施工の範囲は、特に監督員の指示する場合以外は、建築工事標準仕様書による。	
4. 別契約の関係工事	別契約の関係工事については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進捗を図るものとし、疑問が生じたら監督員の指示によること。	
5. 施工過程における調整	工事現場進行の過程における調整については、監督員ならびに支庁、地域振興局建築担当職員と充分に打合せを行い、指導を受けること。	
6. 工事写真	工事写真は、工程写真と完成写真とする。工程写真は、施工工程に応じ撮影し、工事順に整理したものを受注者に保管する。 なお、工程写真の提出を監督員が指示した場合、出来高報告書と共に提出し、確認を受けること。完成写真は、工事完成時に撮影し、提出する。（但し、改修工事の場合は、着工前写真を添付すること） 写真はカラー写真とする。原則として電子媒体（デジタルカメラ）による写真を使用する。なお、次の条件を満たすものであること。 (1) デジタルカメラの有効画素数100万画素以上、プリンターは、フルカラー300dpi以上の機能を有する機種とし、インク、用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。 (2) 「現行のカラー写真」と「電子媒体による写真」の混合管理は原則として行わないこと。 (3) 現行のカラー写真と電子媒体による写真は、監督員の承諾を得ること。 (4) 受注者は、完成検査若しくは工事目的物の交付が完了するまで写真管理に利用した電子媒体を保管すること。	

分	類	内	容
H	ス	ラ	各階工程配管（スケール付）
	壁	柱	各階工程配管（ " ）
	天井いんべい	各階工程配管（ " ）	
	配	管	各階工程配管（ " ）
地	中	間	各 工 程（ " ）
	埋	設	地 場 各 機（ " ）
	基	礎	原則として1基ごと（ " ）
	内	部	原則として1基ごと（ " ）
外	部	原則として1基ごと（ " ）	
	配	管	埋入面の防水処理状況
入	入	線	工事種別ごと
	資	材	機器材料ごと
完	成	写	真 全工事および全量
			その他監督員の指示した箇所

区分	項目	特記事項
⑦ 製作図その他	下記機器については製作図を提出し監督員の承諾を得ること。 (1) 各種照明器具 (2) 受配電盤、分電盤、操作盤、制御盤、キュービクル、端子盤 (3) ブロックマンホール、電柱 (4) フロアダクト、ライティングダクト、ケーブルラック、バスダクト (5) 変圧器、進相コンデンサ、リアクトル、アレスター (6) しゃ断器、高圧開閉器 (7) 電圧調整器、静止形電源設備、発電設備 (8) 構内換気装置、電気時計装置、拡声装置、非常放送装置 構内誘導通信網装置、情報表示装置、映像・音響装置 誘導支援装置、呼出し装置、防犯・入退室管理装置 インターホン装置、テレビ共同受信装置、自動火災報知設備 自動防鎖装置（自動防鎖機構）、非常警報装置、ガス漏れ警報装置 テレビ電波障害防除装置、監視カメラ装置、駐車場管理装置 (9) その他監督員の指示するもの	

⑧ 工事打合簿	工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことができる。
⑨ 立金検査を要する施工工程	コンクリート埋込配管・・・・・・・・・・・・・コンクリート打込前いんべい配管・・・・・・・・・・・・・配管完了前地下埋込配管・・・・・・・・・・・・・配管完了埋込前入線配線材料・・・・・・・・・・・・・入線配線施工時機器材料・・・・・・・・・・・・・取付又は据付施工時上記に示す各工程に達するときは、一般事項8などの書類により事前に監督員に書類にて連絡すること。

⑩ 工事報告	工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月末の見込み出来高を当月の20日までに監督員に提出する。 （監督員が指示した場合、工事写真添付のこと） （発注図と施工現場と一致するよう訂正した後、下記製本およびCD-ROMを提出する。） （●A-4版1部、●A-3縮小版2部、○A-1サイズ部）
--------	---

⑪ 完成図	発注図と施工現場と一致するよう訂正した後、下記製本およびCD-ROMを提出する。 （監督員が指示した場合、工事写真添付のこと） （発注図と施工現場と一致するよう訂正した後、下記製本およびCD-ROMを提出する。） （●A-4版1部、●A-3縮小版2部、○A-1サイズ部）
⑫ 試験成績書	下記事項の試験成績書1部を、出来形確認時に監督員に提出する。 (1) 絶縁抵抗測定結果表（電極相互間及び電線と大地間） (2) 接地抵抗測定結果表（接地箇所、接地種別ごと） (3) 高圧保護継電器性能試験結果表 (4) 高圧機器及び高圧ケーブル耐圧試験成績書 上記（1）～（4）については、測定年月日、天候、温度、湿度、測定者名及び測定器製品番号種別を記入する。 (5) テレビ共同受信電界強度測定結果表 (6) 消防法関係設備合格証明書 (7) 回路試験結果表 (8) その他監督員の指示するもの。 上記については該当なきは不要とする。

⑬ 申請書類	本工事の施工に必要な官公署等への申請書類はその写しを2部ずつ作成し、完成図と一緒に提出する。
⑭ 完成図書	本工事について設備の概要、機器取扱い要領及び保守に関する説明書、試験成績書等（保守指導案内書）を2部作成し、完成図と一緒に提出する。

15. 接地標示及びケーブル埋設標示	(1) 接地標示 ア 標示方法 原則として標示板、標柱、標示ピン、及びケーブルシートによる。 イ 標示位置 ケーブルシートは、全ての中地配管に布設する。ケーブルシートは、管路の深さの二分の一の深さで管路の真上に布設し、管路の埋設幅以上の幅を有すること。標示板は、ケーブルが地中へはいる位置で屋外の見やすい位置に設けること。標柱は、地中線路の曲折箇所、道路横断箇所、直線30mm幅に1根設ける。また、矢印には黒色の塗料を塗り、GLより若干高めに仕上げる。 ウ 標示板及び標柱の寸法等は下記の数値以上とする。
--------------------	---

	標 示 板
材 質	寸 法 (mm)
A、B、C、D種	黄銅板 90×140×1.0以上

(2) ケーブル埋設標示	別) 埋設標示板の寸法等は下記の数値以上とする。 <table><tr><th>材 質</th><th>寸 法 (mm)</th></tr><tr><td>標 示 板</td><td>黄銅板 90×140×1.0以上</td></tr><tr><td>標 柱</td><td>コンクリート 80×80×300</td></tr></table>	材 質	寸 法 (mm)	標 示 板	黄銅板 90×140×1.0以上	標 柱	コンクリート 80×80×300
材 質	寸 法 (mm)						
標 示 板	黄銅板 90×140×1.0以上						
標 柱	コンクリート 80×80×300						

⑮ マンホール	(1) ブロックマンホールは、下記による。(●を適用) ア 構造・・・鉄筋コンクリート製（設計強度21N/mm ² とする） イ 寸法・・・図面記入寸法により監督員の承認を得ること。 ウ 蓋の構造 ●鉄蓋 ○化粧鉄蓋 ●簡易防水 ○完全防水 エ 蓋の耐荷重 蓋の耐荷重は安全荷重を表示する。耐荷重試験はHASS-209によるものを基準とし、安全荷重の4倍の荷重に耐えるものであること。なお、図面仕様不明なときは破壊荷重は下記による。 OR2K（20KN） ●R8K（80KN） オ 蓋の表示 マンホール蓋には下記により表示文字を鋳込みもしくは刻記する。 (ア) 種別表示・・・中央部に「電」とする。 (イ) 所有表示・・・周辺部に「鹿児島県」とする。 カ 防水及び水洩 (ア) ブロックマンホールの埋設にあたっては、止水材による防水処置を施して接合する。 (イ) マンホール内のパイプ挿入箇所は完全防水処置をする。 (ウ) 水抜は監督員の指示による。 キ ケーブル支持材・・・監督員の指示による。 ク その他・・・原則として所定の貫通予定箇所以外の貫通は認めない。
---------	---

⑯ マンホール	(1) ブロックマンホールは、下記による。(●を適用) ア 構造・・・鉄筋コンクリート製（設計強度21N/mm ² とする） イ 寸法・・・図面記入寸法により監督員の承認を得ること。 ウ 蓋の構造 ●鉄蓋 ○化粧鉄蓋 ●簡易防水 ○完全防水 エ 蓋の耐荷重 蓋の耐荷重は安全荷重を表示する。耐荷重試験はHASS-209によるものを基準とし、安全荷重の4倍の荷重に耐えるものであること。なお、図面仕様不明なときは破壊荷重は下記による。 OR2K（20KN） ●R8K（80KN） オ 蓋の表示 マンホール蓋には下記により表示文字を鋳込みもしくは刻記する。 (ア) 種別表示・・・中央部に「電」とする。 (イ) 所有表示・・・周辺部に「鹿児島県」とする。 カ 防水及び水洩 (ア) ブロックマンホールの埋設にあたっては、止水材による防水処置を施して接合する。 (イ) マンホール内のパイプ挿入箇所は完全防水処置をする。 (ウ) 水抜は監督員の指示による。 キ ケーブル支持材・・・監督員の指示による。 ク その他・・・原則として所定の貫通予定箇所以外の貫通は認めない。
---------	---

⑰ マンホール	(1) ブロックマンホールは、下記による。(●を適用) ア 構造・・・鉄筋コンクリート製（設計強度21N/mm ² とする） イ 寸法・・・図面記入寸法により監督員の承認を得ること。 ウ 蓋の構造 ●鉄蓋 ○化粧鉄蓋 ●簡易防水 ○完全防水 エ 蓋の耐荷重 蓋の耐荷重は安全荷重を表示する。耐荷重試験はHASS-209によるものを基準とし、安全荷重の4倍の荷重に耐えるものであること。なお、図面仕様不明なときは破壊荷重は下記による。 OR2K（20KN） ●R8K（80KN） オ 蓋の表示 マンホール蓋には下記により表示文字を鋳込みもしくは刻記する。 (ア) 種別表示・・・中央部に「電」とする。 (イ) 所有表示・・・周辺部に「鹿児島県」とする。 カ 防水及び水洩 (ア) ブロックマンホールの埋設にあたっては、止水材による防水処置を施して接合する。 (イ) マンホール内のパイプ挿入箇所は完全防水処置をする。 (ウ) 水抜は監督員の指示による。 キ ケーブル支持材・・・監督員の指示による。 ク その他・・・原則として所定の貫通予定箇所以外の貫通は認めない。
---------	---

区分	項目	特記事項
① 7 プレート	配線器具等のプレートは下記による。(●を適用) ○樹脂 ○新金属 OWP ●ステンレス	
① 8 配管の塗装	塗装の剥がれは、汚れ、付着物及び油類の除去を行うこと。 (鉄はワイヤブラシ、サンドペーパーでさび落しを行う。)。 塗装は、剥がれ防止のために行い、合成樹脂塗料を2回の塗装を行うこと。 なお、さび止めペイントは、剥がれ防止後「一般型変性エポキシ樹脂さび止めペイント」「変性エポキシ樹脂プライマー」および「弱溶剤型変性エポキシ樹脂プライマー」とする。	
① 9 ケーブル配線の処理	ケーブルのところがし線は、ケーブルを損傷しないように支持して布設すること。	
② 0 産業廃棄物の処理	ア 産業廃棄物となる撤去機材は、産業廃棄物監理規制度（マニフェストシステム）により適正に処理し、関係書類を5年間保管すること。 イ 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので、適正に処理すること。また、産業廃棄物運搬車両については、表示及び書面備え付けの義務付けがされているので、適正に処理すること。 ウ 蛍光灯・水銀灯ランプについては、油処理のできる専門業者に処理を依頼し、引受を確保できる書類を提出すること。 エ 圧入器等の絶縁塗布については、油処理のできる専門業者に処理を依頼し、引受を確保できる書類を提出すること。 オ 検査時には、マニフェストシステム関係書類の控を提出し、産業廃棄物の処理が適正に行われたことの確認を受けること。 カ PC206使用電気機器（特別管理産業廃棄物）は、特別管理産業廃棄物保管基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則）を受けた適度産連通（PC206使用電気機器等の保管）について、台帳・金属類、プラスチック製等、前廃棄の容容に収容し、基準に定める表示を行い、個別、取扱保管場所を記載した台帳を作成し、監督員が指定する場所に引き継ぐこと。 キ 微量PCBについては特記する。	

② 1. 建設発生土の処理	○場内処理は数値し ○場外搬出は下記による。(●を適用) 受け入れ場所 受け入れ場所での処理 ○敷出し ○たい積 搬出距離() km 処分費 ○有償 ○無償 上記に示す受け入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督員と協議の上、決定する。
---------------	--

③ 1. 電線の色別	(1) 幹線及び分岐回路 <table><tr><th>電気方式の別</th><th>赤</th><th>白</th><th>黒</th><th>青</th><th>白</th></tr><tr><td>三相3線</td><td>第1相</td><td>接地地第2相</td><td>非接地第3相</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>三相4線</td><td>第1相</td><td>—</td><td>第2相</td><td>第3相</td><td>中性相</td></tr><tr><td>単相2線</td><td>第1相</td><td>接地地第2相</td><td>非接地第2相</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>単相3線</td><td>第1相</td><td>中性相</td><td>第2相</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>直流2線</td><td>右から左に近いか</td><td>正極</td><td>—</td><td>—</td><td>負極</td></tr></table>	電気方式の別	赤	白	黒	青	白	三相3線	第1相	接地地第2相	非接地第3相	—	—	三相4線	第1相	—	第2相	第3相	中性相	単相2線	第1相	接地地第2相	非接地第2相	—	—	単相3線	第1相	中性相	第2相	—	—	直流2線	右から左に近いか	正極	—	—	負極
電気方式の別	赤	白	黒	青	白																																
三相3線	第1相	接地地第2相	非接地第3相	—	—																																
三相4線	第1相	—	第2相	第3相	中性相																																
単相2線	第1相	接地地第2相	非接地第2相	—	—																																
単相3線	第1相	中性相	第2相	—	—																																
直流2線	右から左に近いか	正極	—	—	負極																																

④ 1. 電線の色別	(1) 幹線及び分岐回路 <table><tr><th>電気方式の別</th><th>赤</th><th>白</th><th>黒</th><th>青</th><th>白</th></tr><tr><td>三相3線</td><td>第1相</td><td>接地地第2相</td><td>非接地第3相</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>三相4線</td><td>第1相</td><td>—</td><td>第2相</td><td>第3相</td><td>中性相</td></tr><tr><td>単相2線</td><td>第1相</td><td>接地地第2相</td><td>非接地第2相</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>単相3線</td><td>第1相</td><td>中性相</td><td>第2相</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>直流2線</td><td>右から左に近いか</td><td>正極</td><td>—</td><td>—</td><td>負極</td></tr></table>	電気方式の別	赤	白	黒	青	白	三相3線	第1相	接地地第2相	非接地第3相	—	—	三相4線	第1相	—	第2相	第3相	中性相	単相2線	第1相	接地地第2相	非接地第2相	—	—	単相3線	第1相	中性相	第2相	—	—	直流2線	右から左に近いか	正極	—	—	負極
電気方式の別	赤	白	黒	青	白																																
三相3線	第1相	接地地第2相	非接地第3相	—	—																																
三相4線	第1相	—	第2相	第3相	中性相																																
単相2線	第1相	接地地第2相	非接地第2相	—	—																																
単相3線	第1相	中性相	第2相	—	—																																
直流2線	右から左に近いか	正極	—	—	負極																																

⑤ 1. 電線の色別	(1) 幹線及び分岐回路 <table><tr><th>電気方式の別</th><th>赤</th><th>白</th><th>黒</th><th>青</th><th>白</th></tr><tr><td>三相3線</td><td>第1相</td><td>接地地第2相</td><td>非接地第3相</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>三相</td></tr></table>	電気方式の別	赤	白	黒	青	白	三相3線	第1相	接地地第2相	非接地第3相	—	—	三相
電気方式の別	赤	白	黒	青	白									
三相3線	第1相	接地地第2相	非接地第3相	—	—									
三相														



工事注意事項

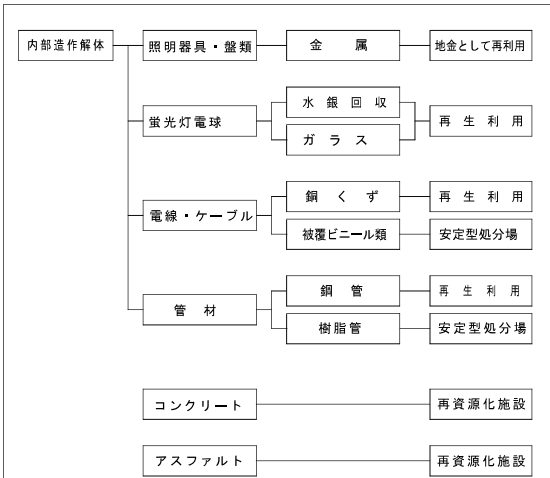
1. 施工前に施設管理者および監督職員と十分な打合せを行い施設運営に支障が無いように施工計画書及び工程表を作成し、監督職員の承諾を得た後、施工する事。
2. 電気主任技術者に工事概要説明のうえ、十分に打合せを行い施工すること。
3. 工事現場において職員、来訪者、周辺住民への安全対策等に充分注意し、事故防止に万全を期す事。
4. はつり工事においては既設の隠ぺい物や埋設物に注意し、万一それに損傷を与えた場合、監督職員及び施設監理者、その他の関係者に遅滞なく報告を行い請負者の負担において速やかに原形復旧、機能復旧を行う事。
5. コンクリート貫通工事を行う際には、鉄筋探査を行う事。
6. 関連工事として建築・機械工事があるので、関係設備及び既設設備との取り扱いを十分に確認し確実に連動するように務める事。
7. 撤去前に既存設備を十分調査し、施設の運用に影響のない様にする事。
8. 再取付の照明器具、通信器具、自報警器は取外す前に動作確認を行う事。
9. 発生材のうち引渡しを要しない物は全て場外搬出し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しマニフェストシステムにより適切に処理する事。
10. 空調室外機への接続は電動機接続材（F2WP）を使用する事。
11. 天井内、造作壁内の隠ぺい部分に敷設する配管配線は他設備との離隔に注意し整然と支持を行う事。
又、露出、隠ぺいを問わず配管配線の支持点間隔は共通仕様書、電気設備工事監理指針等を参考に施工する事。
12. 感知器の移設については消防、監督職員と事前に打合せを行い有資格者が施工する事。
13. 石綿含有建材に係る石綿飛散防止について

1. 大気汚染防止法、廃棄物処理法、石棉障害予防規則、その他石棉処理に関する諸法令等に基づき、石棉含有建材に係る調査及び施工を行う事。
2. 石棉含有建材の調査について
- 例) 機器・点検口の設置に伴う天井改修部分、配管・配線を固定・貫通する内壁・外壁の部分、その他施工に伴い撤去・改修を行う部分
- 1) 調査範囲は原則として施工範囲の各施工部位とする。
 - 2) 調査は目視・既存図面・発注者から提供される資料等により行うこと。
 - 3) 調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともに現場に備え付けること。
 - 4) 調査の結果、検体分析が必要となった場合は、その対応について監督職員と協議する事。
 - 5) 調査の結果、施工部位に石棉含有建材の使用が確認された場合は、その対応について監督職員と協議する事。
 - 6) 協議の結果必要と認められれば、契約書に基づき検体分析及び石棉飛散防止対策に関する設計変更がある。

石綿含有建材に係る石綿飛散防止対策について

- | |
|--|
| 1、大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令に基づき、石綿含有建材に係る調査及び施工を行うこと。 |
| 2、石綿含有建材の調査について |
| 1) 調査範囲は原則として施工範囲の各施工部位とする。 |
| 例) 機屋の設置に伴う天井改修部分 |
| 配管・配線を固定・貫通する内装・外壁の部分 |
| その他施工に伴い掘り壊・改修を行う部分 |
| 2) 調査は、目視・既得図面・発注者から提供される資料等により行うこと。 |
| 3) 調査結果をとりまとめ、監督監査員に提出するとともに現場に備え付けること。 |
| 4) 調査の結果、検体分析が必要となった場合は、その対応について監督監査員と協議すること。 |
| 5) 調査の結果、施工部位に石綿含有建材の使用が確認された場合は、その対応について監督職員と協議すること。 |
| 6) 協議の結果必要と認められれば、契約書に基づき検体分析及び石綿飛散防止対策に関する設計変更を行う場合はある。 |

建築物解体材処分のフロー



- ※ 今回解体工事に伴い発生する配管・配線その他機器類は上記フローシートに準じ、適切に撤去・処分すること。
- ※ 処分を行う前に監督員に確認を行い処分を行うこと。
- ※ 図面に明記なくとも不要な配管・配線は撤去・処分を行うこと。

凡 例

記 号	名 称	仕 様	備 考
	電灯動力分電盤	塗結線図参照	既設改修
	手元開閉器盤	塗結線図参照	新設
	フルボックス	150×150×150、鋼板製	指定色焼付塗装
	フルボックス	150×150×150、SUS製、WP	指定色焼付塗装
	埋設表示板	黄銅製 刻印文字	
	埋設標柱	コンクリート製 黒矢印付	
	照明器具	照明器具妥否参照	LED照明器具
	照明器具	照明器具妥否参照	LED照明器具
	照明器具	照明器具妥否参照	LED照明器具
	照明器具	照明器具妥否参照	LED照明器具
●	埋込スイッチ	1P15A×1、SUS、P	点線は既設のまま
● L	埋込スイッチ	1P4A（L）×1、SUS、P	
● 3L	埋込スイッチ	3W4A（L）×1、SUS、P	
	埋込コンセント	2P15A×2、E端子、SUS、P	新設
	埋込コンセント	2P15A×2、E端子、SUS、P メタルモールボックス	新設 露出メタルモール配線立上げ
	埋込コンセント	2P15A×1、E箱E端子付 SUS、P メタルモールボックス	新設 露出メタルモール配線立上げ
	埋込コンセント	2P15A×2、E箱E端子付 SUS、P	新設
	防水コンセント	抜止2P15A×2、E箱E端子付	新設
	埋込コンセント	SUSカバープレート、刻印文字	既設コンセント撤去
	テレビユニット	2端子 SUS、P メタルモールボックス	新設 露出メタルモール配線立上げ
	自火報知器	差動式2種・煙2種	移設
	天井点検口		実線は電気工事
	天井点検口		点線は既設
	天井扉	機械工事（機器更新）	電源取外し・取付
	金庫交換器	機械工事（機器更新）	電源取外し・取付
-----	配管・配線	露 出	
-----	"	天井内配線	
-----	"	地中埋設	
	壁コア抜き		
	異種管接続材	FEP-ZnGP	
	防水ブリカ		

注1）図中の細線及び点線は、既設機器及び配線とする。

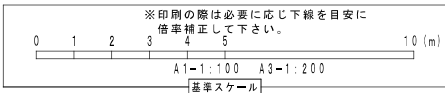
工事区分表

工 事 内 容	電 気 工 事	機 械 工 事	別 途 工 事	備 考
浄化槽制御壁		○		
浄化槽制御壁一次側電源工事（配管、配線）	○			
浄化槽制御壁二次側工事（配管、配線）		○		
汚水処理制御壁		○		
汚水処理制御壁一次側電源工事（配管、配線）	○			
汚水処理制御壁二次側工事（配管、配線）		○		
受水槽電極切替壁		○		
受水槽電極切替壁二次側工事（配管、配線）		○		
受水槽電極		○		
相談室 電話配線	○			
相談室 電話機及び電話工事費			○	
相談室 LAN配線	○			
相談室 LAN機器及び設定その他工事			○	

照明器具姿図

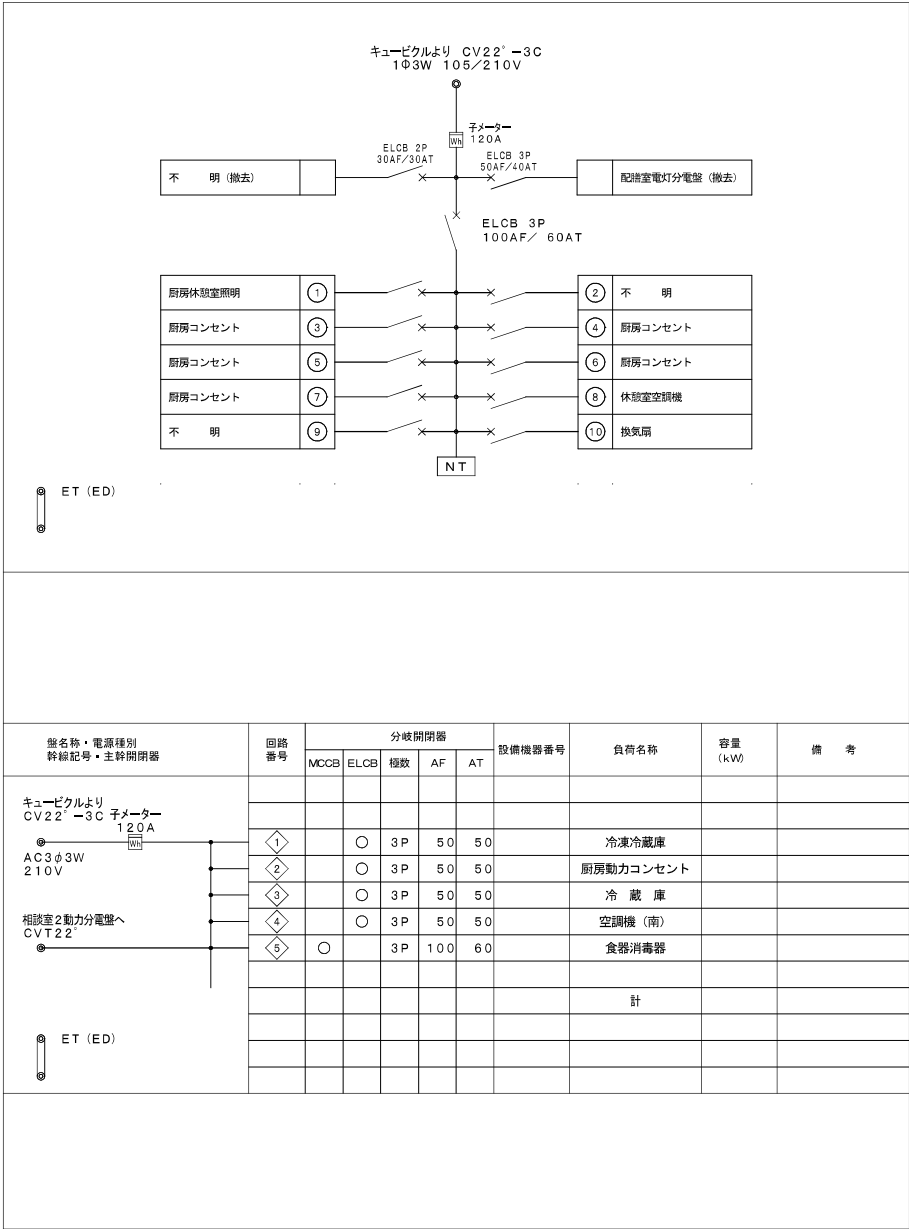
A 1	LED直付型 40形	LSS10-4-65	A 2	LED直付型 40形	LSS10-4-48
消費電力 43.1W			消費電力 31.9W		
B 1	LED直付型 40形	LSS10-4-23	N 2	LEDウォールライト 20形	LB F3MP/RP-2-06
消費電力 16.3W			消費電力 10.0W		
R	LEDブラケット 60形電球 1灯器具相当				
消費電力 6.2W					
器具光束：450lm 防湿型・防雨型・天井直付型・壁直付型 カラー：アクリル（乳白）					

注1) 照明器具姿図は参考としメーカー仕様によるものとするが、同等品以上のものを使用する。
注2) 埋込照明器具は、既設天井開口サイズを確認し適合するサイズの照明器具を取付けるものとする。



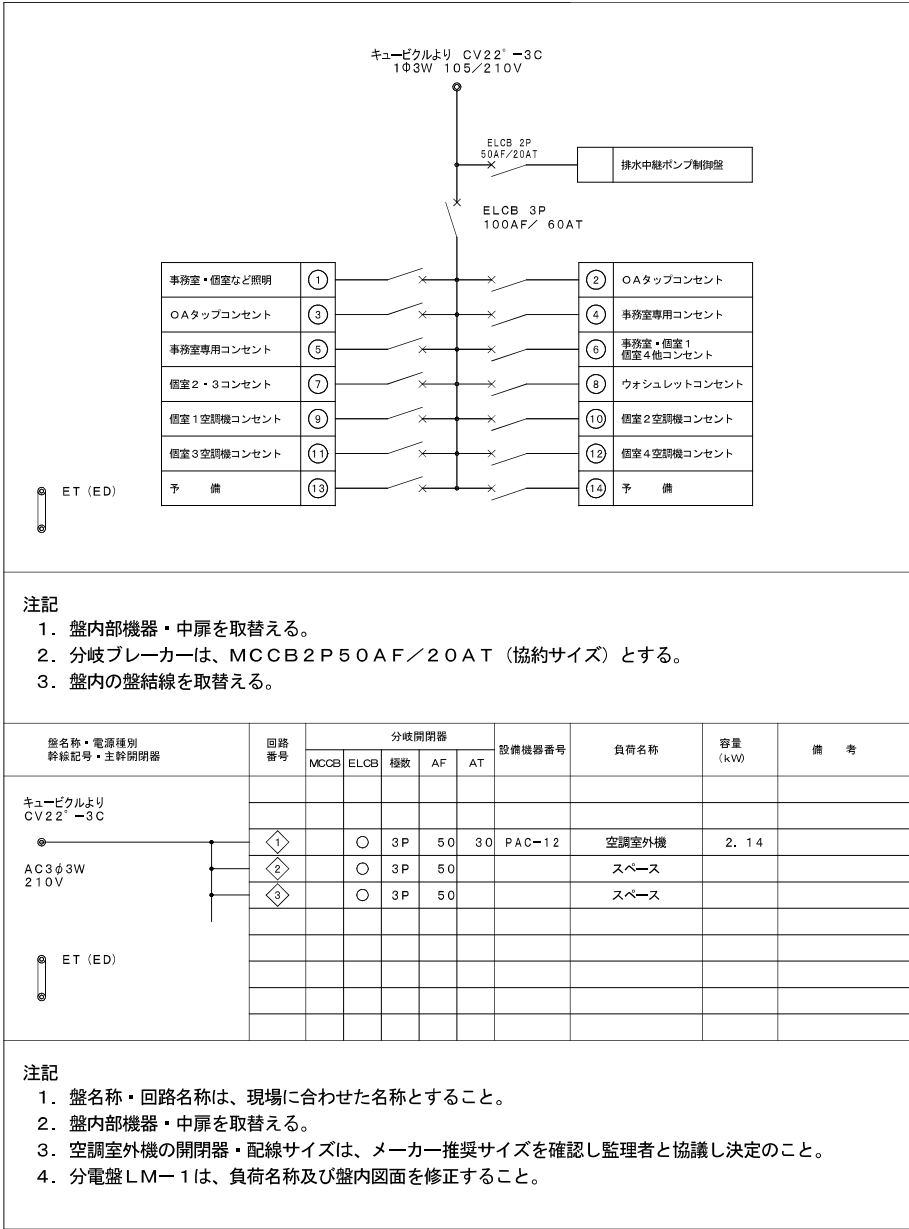
改修前

電灯動力分電盤 LM-1 屋内銅板製壁掛け露出型
既設盤サイズ：W650×H1, 40×D180 (盤内改修)

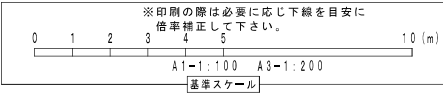
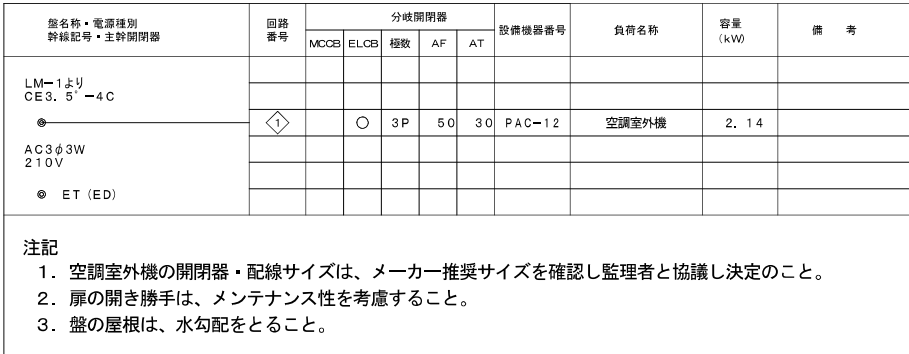


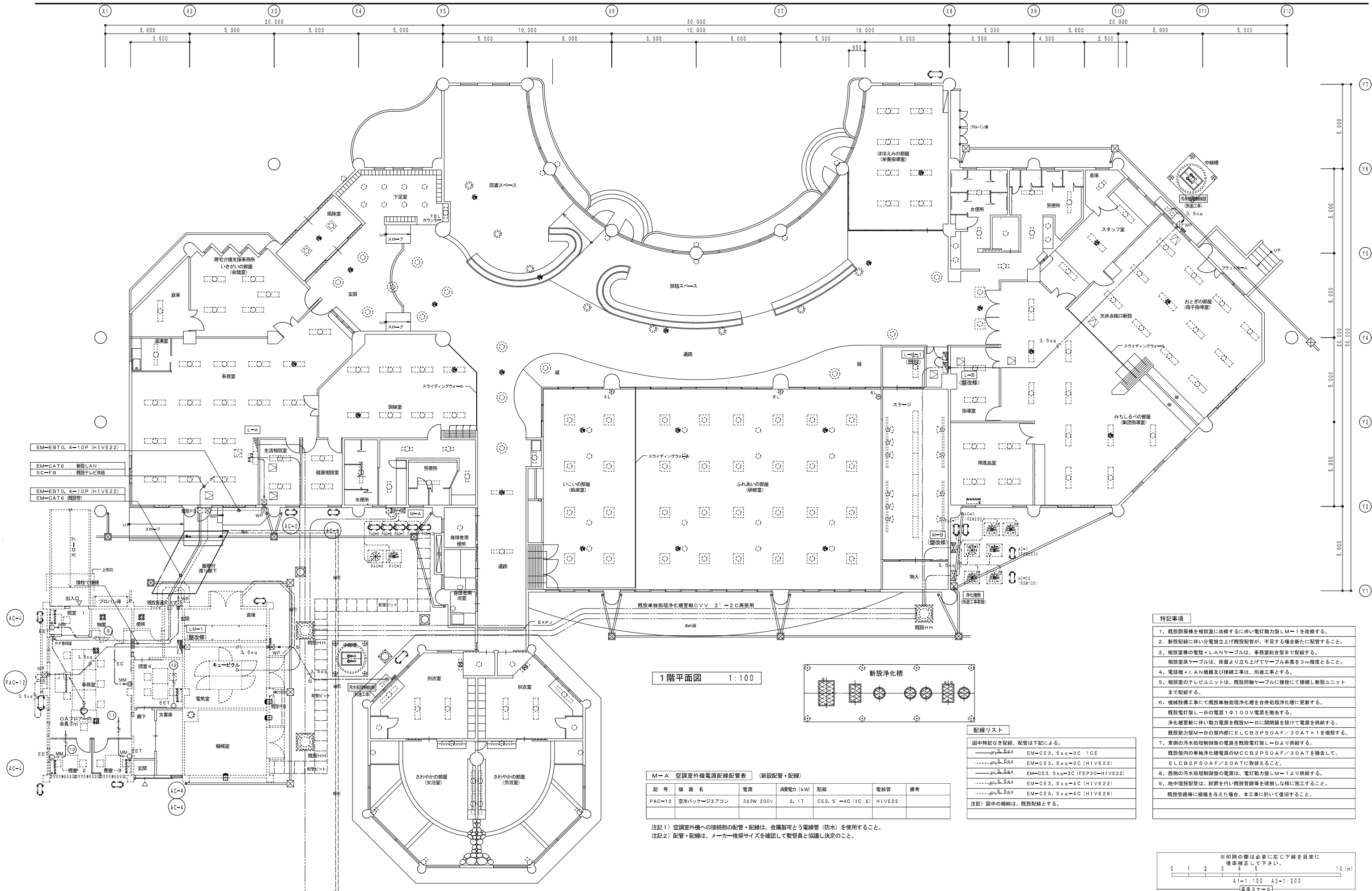
改修後及び新設盤

電灯動力分電盤 LM-1 屋内銅板製壁掛け露出型
既設盤サイズ：W650×H1, 40×D180 (既設盤箱体再使用 盤内部改修)



手元開閉器盤 屋外ステンレス製壁掛け防水型、パツチン錠付 (新設盤)

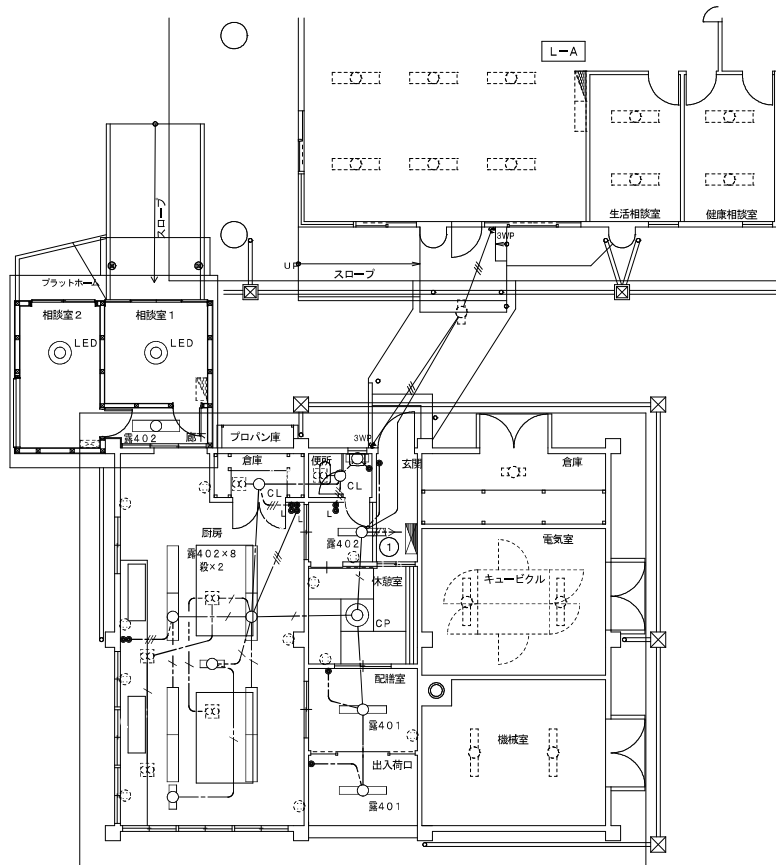




M-A 空調室外機電源配線配管表 (新設配管・配線)					
記号	機器名	電源	消費電力(kW)	配線	電線管
PAC-12	空冷パッケージエアコン	363W 200V	2.17	CE3, 5' -4C (1C:E)	HIVE22

注記1) 空調室外機への接続部の配管・配線は、金属製可とう電線管(防水)を使用すること。
注記2) 配管・配線は、メーカー推奨サイズを確認して監督員と協議して決定のこと。

- 特記事項
- 既設厨房機を相談室に改修するに伴い電灯動力盤LM-1を改修する。
 - 新設配線に伴い分電盤立上げ既設配管が、不足する場合新たに配管すること。
 - 相談室様の電話・LANケーブルは、事務室総合室まで配線する。
相談室床ケーブルは、床面より立ち上げてケーブル余長を3m程度とすること。
 - 電話機・LAN機器及び接続工事は、別途工事とする。
 - 相談室のテレビユニットは、既設同軸ケーブルに接続にて接続し新設ユニットまで配線する。
 - 機械設備工事にて既設単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に更新する。
既設電灯盤L-Bの電源1Φ100V電源を撤去する。
浄化槽更新に伴い動力電源を既設M-Bに開閉器を設けて電源を供給する。
 - 既設動力盤M-Bの壁内部にELCB3P50AF/30AT×1を増設する。
既設汚水処理制御盤の電源を既設電灯盤L-Bより供給する。
既設盤内の単独浄化槽電源のMCCB2P50AF/30ATを撤去して、ELCB2P50AF/20ATに取替えること。
 - 西側の汚水処理制御盤の電源は、電灯動力盤LM-1より供給する。
 - 地中埋設配管は、試掘を行い既設管路等を破損しない様に施工すること。
既設管路等に損傷を与えた場合、本工事に於いて復旧すること。



照明器具リスト

露402	露出 FL 40W-2
露401	露出 FL 40W-1
露201	露出 FL 20W-1
BK201	ミラー灯 FL 20W-1
CP	コードペンダント FCL40W+32W
LED	LEDシーリングライト
CL	直付ライト
殺	殺菌灯

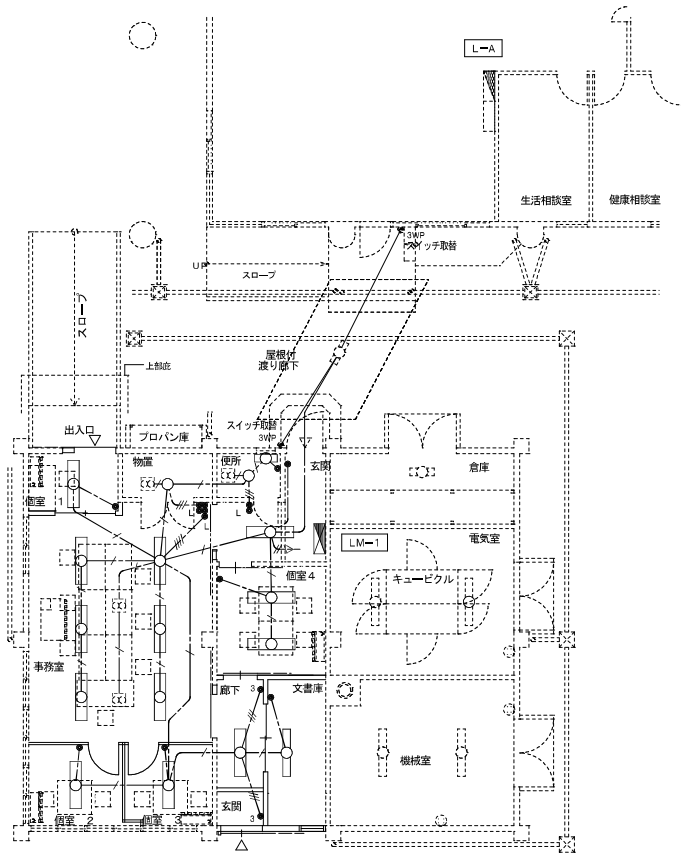
既設厨房棟 SCL: 1/100

配線リスト

図中特記なき配線、配管は下記による。	
———	VVF1, 6-2C
——//——	VVF1, 6-3C
——/——	VVF1, 6-3C (1C:E)
——///——	VVF1, 6-2C×2
——//——	VVF1, 6-2C×2 (1C:E)
——//2,0——	VVF2, 0-2C×2 (1C:E)
注記) 図中の細線及び点線は、既設配線とする。	

特記事項

1. 照明器具その他機器を撤去する。
2. 電灯動力盤LM-1は、盤内部改修する。
3. 図面に記載なくとも不要な電気設備は、撤去すること。
4. 再使用する配管・ボックスは、清掃後新設ケーブルを入換すること。
5. 必要のない吊りボルト類も撤去すること。
6. 撤去する分電盤の取付ボルトは、錆が発生しない様に適切に撤去処理を行うこと。



改修後平面図 SCL: 1/100

配線リスト

図中特記なき配線、配管は下記による。	
———	EM-EEF1, 6-2C
——//——	EM-EEF1, 6-3C
——/——	EM-EEF1, 6-3C (1C:E)
——///——	EM-EEF1, 6-2C×2
——//——	EM-EEF1, 6-2C×2 (1C:E)
——//2,0——	EM-EEF2, 0-2C×2 (1C:E)
注記) 図中の細線及び点線は、既設配線とする。	

特記事項

1. 新設する照明器具の取付は、吊りボルト取付とする。

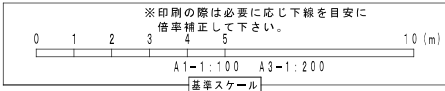
玄関
A2 × 2

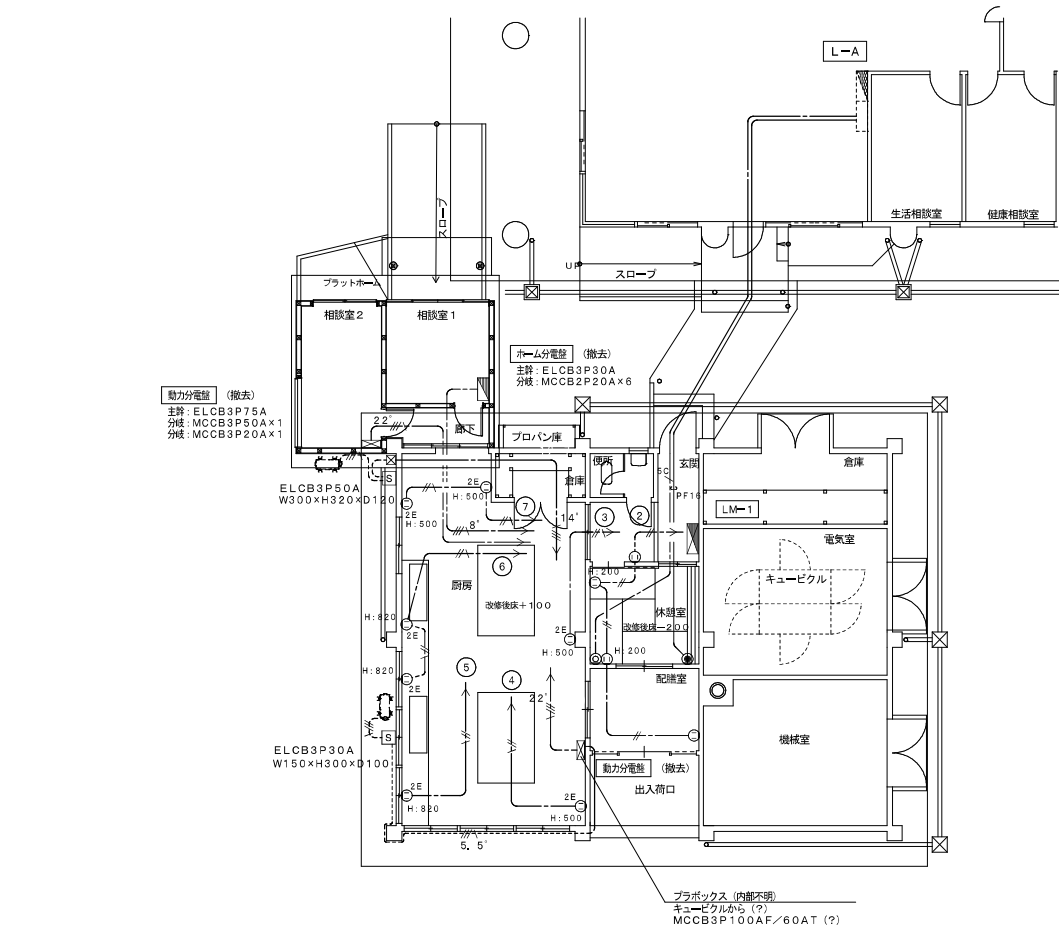
個室1・2・3
A1 × 3
個室4
A2 × 2

便所
R × 1
N2 × 1

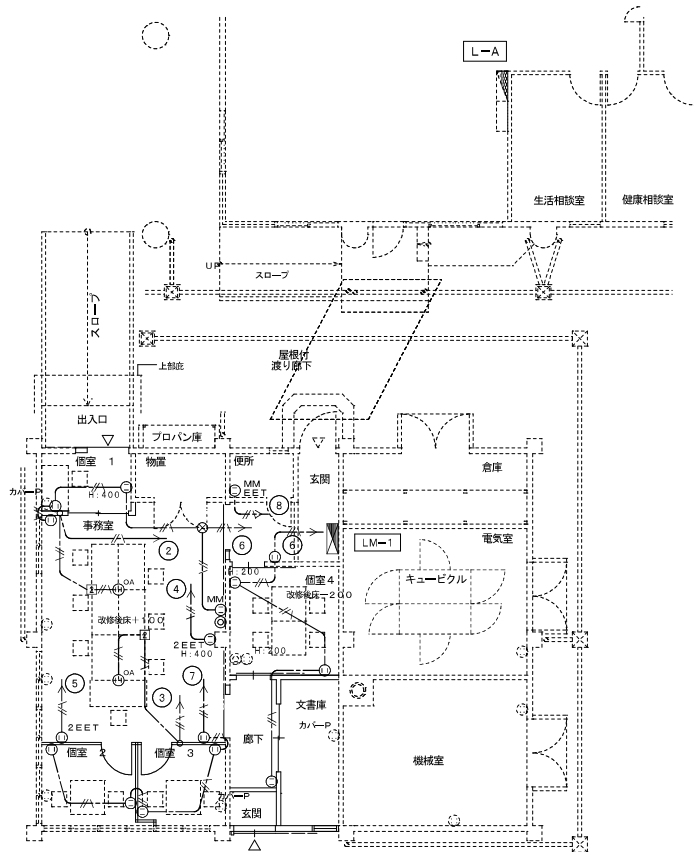
事務室
A1 × 6

文書庫・物置
B1 × 1
R × 1





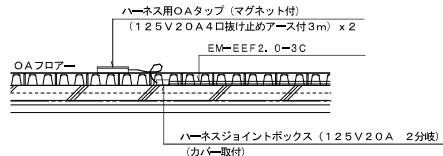
既設厨房棟 SCL: 1/100



改修後平面図 SCL: 1/100

OAフロアー施工要領図

- (注記)
1. ハーネスジョイントボックスの空き端子には、防塵キャップ取付のこと
2. ハーネススタップ引出口はケーブル保護を行うこと



配線リスト	特記事項
図中特記なき配線、配管は下記による。	1. 事務室・相談室他室に変更する。
——//—— VVF2, 0-2C	不要な既設配管・配線を撤去する。
——//—— VVF2, 0-3C (1C:E)	図面に記載しない不要な配管・配線及び機器類も本工事にて撤去すること。
-----// ^{6,5'} IV 5, 5' x 3, E5, 5' (GP22)	2. 不要ボックスが建築仕上材の裏に出てくる場合は、カバープレートを取付ける。
——// ^{8'} CV 8' -3C, E5, 5'	カバープレートは、刻印表示をすること。
——// ^{14'} CV14' -3C, E5, 5'	3. 電話用配管及びテレビ共聴配線は、再使用する。
——// ^{22'} CV-T22', E14'	4. 撤去後不要になった建物外壁部への貫通穴は、モルタル詰めを行うこと。
	外壁補修及び塗装仕上げは、建築工事とする。
注記) 図中の細線及び点線は、既設配線とする。	

配線リスト	特記事項
図中特記なき配線、配管は下記による。	1. 新設配線に伴い分電盤立上げ既設配管が、不足する場合新たに配管すること。
———— EM-EEF1, 6-2C	2. 既設コンクリート部に新たに増設する場合、メタルモールにて行う。
——//—— EM-EEF1, 6-3C	3. 不要ボックスが建築仕上材の裏に出てくる場合は、カバープレートを取付ける。
——//—— EM-EEF1, 6-3C (1C:E)	カバープレートは、刻印表示をすること。
——//—— EM-EEF1, 6-2C x 2	4. 事務室OAタップ立上げ位置は、監督員と協議後施工すること。
——//—— EM-EEF1, 6-2C x 2 (1C:E)	5. ハーネスジョイントボックス (保護カバー付) は、床面に固定すること。
——//—— EM-EEF2, 0-3C (1C:E)	
——// ^{5,0} EM-EEF2, 0-2C x 2 (1C:E)	
-----// ^{5,0} EM-EEF1, 6-3C (1C:E) (MMA)	
注記) 図中の細線及び点線は、既設配線とする。	

